

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正について

1 趣旨

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を一部改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）」の制定に伴い、関連する条例の一部を改正します。

2 改正の概要（条例改正案については別紙のとおり）

(1) 指定放課後等デイサービスの人員基準 【改正】

置くべき従業者を現行では、「指導員」又は「保育士」としていたものを、改正案では、児童指導員、保育士又は2年以上の障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を児童指導員又は保育士としなければならないこととします。

ただし、平成 29 年 3 月 31 日現在、既に開所している事業所は、平成 30 年 3 月 31 日まで改正前の人員基準で事業を行うことができます。

	現行	改正案
置くべき従業者	指導員（資格なし）又は保育士	児童指導員※、保育士又は障害福祉サービス経験者（2年以上） うち、半数以上を児童指導員又は保育士

※ 児童指導員は、社会福祉士、教員免許保持者、社会福祉学等修了者、児童福祉事業経験2年以上の者（放課後等デイサービス経験者等）などを指す

(2) 指定放課後等デイサービス事業者による情報提供等の義務付け 【新設】

指定放課後等デイサービス事業者には、事業内容に関する情報提供を行うこと、また提供するサービスに対して評価及び公表を行うことを新たに義務付けることとします。

	現行	改正案
情報の提供等	（規定なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児が適切に利用できるよう、実施する事業内容の情報提供を行うこと ・ 提供するサービスの自己評価を行うとともに、利用する障害児の保護者による評価を受け、サービスの改善を行うこと ・ 概ね1年に1回以上、実施した評価及び改善の内容を公表すること 等

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

現行	改正案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指導員又は保育士</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる<u>指導員又は保育士</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>(ア、イ及び第2号省略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校又は中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>(ア、イ及び第2号省略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合</p>

には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

(第3項及び第4項省略)

- 5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。

【新設】

- 6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

【新設】

には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

(第3項及び第4項省略)

- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

- 7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(情報の提供等)

第77条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供する

ための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上の

ための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用

に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取

組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者

を利用する障害児及びその保護者に対す

る必要な情報の提供、助言その他の援助の

実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災

害の対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係

る業務の改善を図るための措置の実施状

況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おお

むね一年に一回以上、前項の評価及び改善の

内容をインターネットの利用その他の方法

により公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行
する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けて
いるこの条例による改正前の横浜市指定通
所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準
に関する条例（以下「旧条例」という。）第
73条第1項の指定放課後等デイサービス事
業者については、この条例による改正後の横
浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運
営等の基準に関する条例（以下「新条例」と
いう。）第73条の規定にかかわらず、平成30
年3月31日までの間は、なお従前の例によ
る。

(第3項省略)